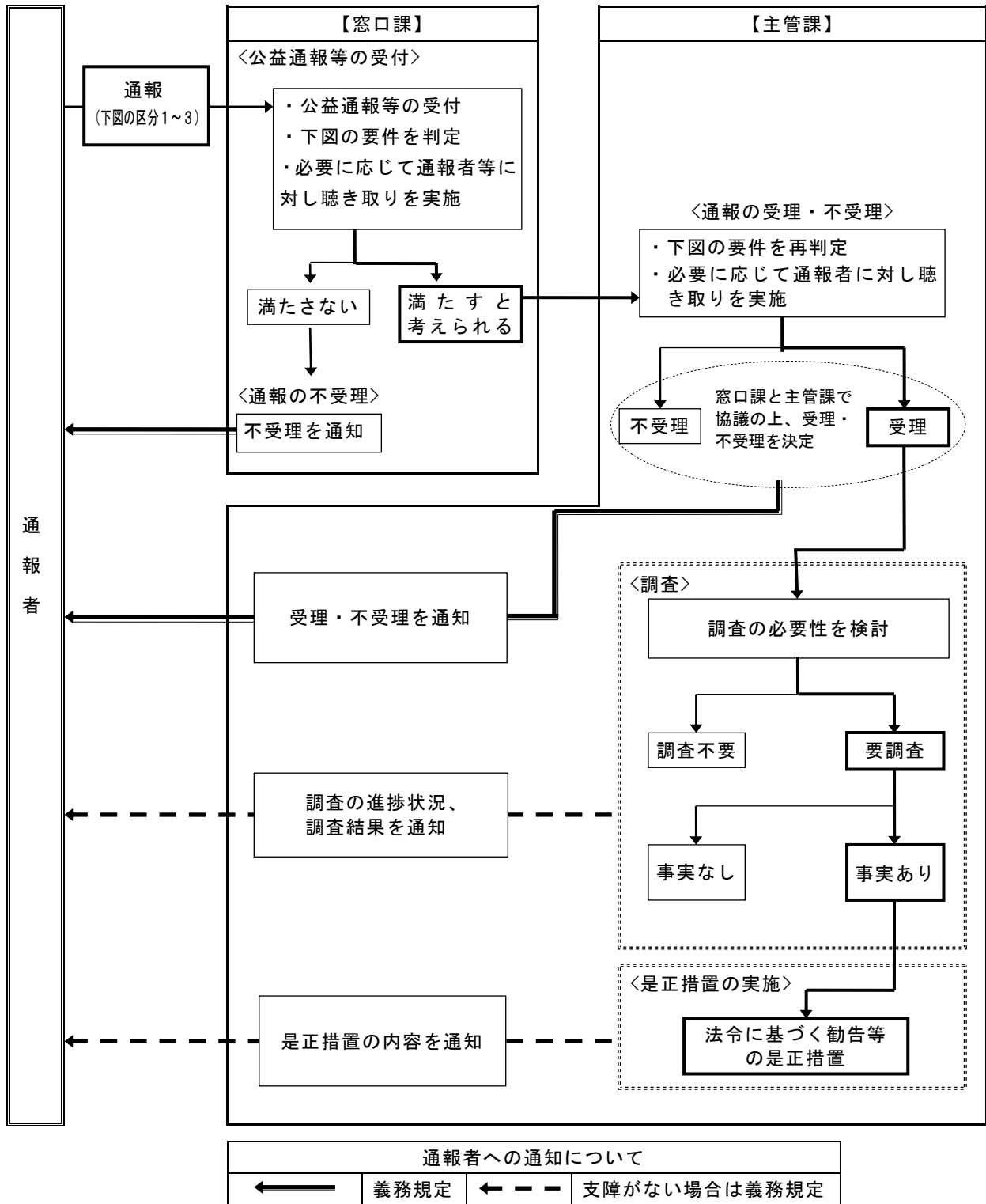


外部の労働者等からの通報事案の対応手順について（イメージ図）



区分		要件
公益通報	1	①事業者に通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報であること、②①の事業者の労働者からの通報であること、③①の事業者の通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する通報であること、④①であると信ずるに足りる相当の理由があること、⑤不正の目的でないこと
公益通報に準ずる通報	2	①事業者に通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報であること、②①の事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者からの通報であること、③公益通報の要件である③から⑤の要件を満たしているもの
	3	①事業者に通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報であること、②①の事業者の労働者からの通報又は①の事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者からの通報であること、③①の事業者の通報対象事実以外の法令違反の事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する通報であること、④①であると信ずるに足りる相当の理由があること、⑤不正の目的でないこと

※匿名による通報は、可能な限り実名による通報と同様に実施するよう努める。